

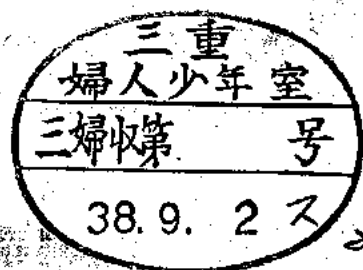
婦	人
業	務
No.	9

婦人関係業務資料 第9

婦 人 問 題 相 談

— 業 務 報 告 —

労働省婦人少年局



婦人問題週刊

— 労働省婦人少年局 —

労働省婦人少年局

は し が き

婦人少年局では、各婦人少年室を通じて、かねてより、婦人の地位向上の見地から、婦人問題についての相談業務を行ない、問題の解決にあつてきました。

これは昭和36年1月より2月までに各婦人少年室が取扱った婦人問題相談業務について、相談の内容とその事例をとりまとめたものです。

昭和38年 8月

労働省婦人少年局

目 次

は し ぎ	1
1. 婦人問題相談の概要	3
(1) 相談受理件数	4
(2) 受理経路	5
(3) 対象者の身上	6
○ 年 令	6
○ 学 歴	7
○ 結婚の状態	7
○ 職 業	8
(4) 相談内容	9
(5) 措置状況	16
2. 事 例	21
(1) 売春問題に関する事例	22
○ 救済防止に関する相談事例	22
○ 更生に関する相談事例	24
(2) 一般婦人問題に関する事例	28
○ 就教についての相談事例	28
○ 家庭内の問題についての相談事例	30
○ 就労先の問題についての相談事例	32
○ 離婚問題についての相談事例	35
○ 子供の問題についての相談事例	37

1. 婦人問題相談業務の概要

(1) 相談受理件数

昭和36年中に婦人少年室ならびに婦人少年室婦人問題相談員および援助員が取扱った婦人問題相談は8,628件で、昭和35年にくらべ、2割強の増加をみている。(※1表参照)

第1表 婦人問題相談受理件数

取扱別	年次別	昭和35年 1月~12月	昭和36年 1月~12月
総数		6,935	8,628
婦人少年室		4,842	5,938
援助員		2,093	2,690

これを問題別にみると、個人の身上に関する相談が85%、個人の身上以外の一般的な相談が15%となっている。

なお、85%を占めている個人別相談の内訳をみると、売春問題に関する相談が6%、売春以外の一般婦人問題相談が79%となっており(※2表参照)売春問題は1割にみたない。

第2表 問題別受理件数

問題別	件数	実数	%
総数		8,628	100
個人別相談		7,305	85
売春問題		540	6
一般婦人問題		6,765	79
一般相談		1,323	15

これは売春防止法によつて売春行為が禁じられている現在、相談対象者のなかには、ばつぎり売春問題として相談を持ち込むことをさける傾向があり、従つて申立のみでは売春正を明確に把握することが出来ず、一般婦人問題相談として取扱つたものがあるため、この現象をもつてただちに売春問題が激減したとはいえない。

売春問題に関する個人別相談を種類別にみると、更生に関する相談が7%、教養防止に関する相談が27%となっている。(※3表参照)

第3表 売春問題相談受理状況

事項別	%
売春問題相談対象者総数	100
教養防止に関する相談	27
更生に関する相談	7

さらにこれらの対象者を状態別にみると、売春を常習としているものが38%、更生婦人33%、教養未熟の者27%となっている。

以下は婦人問題相談のうち個人別相談のみについてとりまとめたものである。

(2) 受理経路

相談の受理経路は、9割以上(94%)が本人、親兄弟及び第三者(友人など)から直接婦人少年室へ申出のあつたもので、他は警察、福祉事務所などの他機関から依頼のあつたもの4%、発見によるもの2%となっている。これをさらに問題別にみると、売春問題相談では、申出によるもの60%、他機関より依頼のもの33%、発見によるもの7%。一般婦人問題相談では、申出によるもの95%、他機関より依頼のもの3%となっており、売春問題相談の対象者より一般婦人問題相談の対象者の方が積極的な意思による来室者がはるかに多い。(※4表参照)

第4表 受理経路別

事項別	計	申込によるもの	発見によるもの	他機関より
総 数	100%	94	2	4
売春問題相談対象者	100%	60	7	33
販売防止に関する相談	100%	62	8	30
更生に関する相談	100%	60	6	34
一般婦人問題相談対象者	100%	95	2	3

(3) 対象者の身上

③ 年 令

対象者の年令は、全体的とみると30才代が最も多く28%、ついで40才代21%、20才代21%、50才以上15%、20才未満14%の順となつてゐる。

さらに、これを問題別になすと、売春問題相談では、20才未満が42%、20才代が38%で全体の8割が30才未満であるのに対して、一般婦人問題相談では、30才代が28%、40才代が23%で、これに50才代の15%を加えると7割近くが30才以上である。(注5表参照)

第5表 年 令

事項別 年令別	計	売春問題相談対象者			一般婦人問題 相談対象者
		計	販売防止に 関する相談	更生に関する 相談	
総 数	100%	100%	100%	100%	100%
20才 未 満	14	42	69	31	13
20才～30才未満	21	38	23	44	20
30才～40才未満	28	18	8	22	28
40才～50才未満	21	-	-	-	23
50才 以 上	15	2	-	3	15
不 明	1	-	-	-	1

(6)

○ 学 正

対象者の学正についてみると、小、高小、中学程度が49%、高校程度が25%、旧高専、短大以上が4%、義務教育未修了2%の順となつてゐる。これを問題別にみると、売春問題相談では、8割近くの78%が小、高小、中学程度で、他は旧高女、高校程度が7%、義務教育未修了11%となつてゐる。一方、一般婦人問題相談では、小、高小、中学程度が48%で半数以下であるのに対し、高校程度が3割弱(26%)、売春問題相談ではみられなかった旧高専、短大以上が5%あり、売春問題相談にくらべると、一般婦人問題相談の方が学正の高いものが多い。(注6表参照)

第6表 学 正

学 正 別	計	売春問題相談対象者			一般婦人問題 相談対象者
		小 計	販売防止に 関する相談	更生に関する 相談	
総 数	100%	100%	100%	100%	100%
義務教育未修了	2	11	15	9	2
小、高小、中学	49	78	85	75	48
旧高女、高校	25	7	-	9	26
旧高専、短大以上	4	-	-	-	5
不 明	20	4	-	7	19

○ 結 婚 の 状 態

対象者の過半数(71%)が既婚者で、未婚者は3割弱(27%)である。これを問題別にみると、売春問題の対象者では、未婚者が69%で半数以上を占めてゐるのに対し、一般婦人問題相談では、未婚者が25%、既婚者が73%と売春問題とはまったく反対の傾向を示してゐる。(注7表参照)

(7)

第7表 結婚の状況

未婚婦人別	計	売春問題相談対象者			一般婦人問題 相談対象者
		小計	数落防止に 関する相談	更生に 関する相談	
総数	100%	100%	100%	100%	100%
未婚	21	69	84	62	25
既婚	71	31	16	38	73
有夫	39	28	8	22	40
死別	22	2	-	3	22
離別	10	1	8	13	10
不明	2	-	-	-	2

○ 取 業

対象者を職業有無別にみると、売春問題相談では8割以上（82%）のものかなんらかの職業をもつて現在働いており無業者は2割にみえない（18%）。ことに売春を常業とするものでも正業をもっているものが75%で、正業の裏にかくれて売春を行なっているものが多い。一方、一般婦人問題相談では、無業者が52%、有業者が48%で、無業者の方がやや上回っている。（オ8表（1）参照）

第8表 取 業 (1)

事 項 別	計	あ り	な し
総 数	100%	50	50
売春問題相談対象者	100%	82	18
数落防止に関する相談	100%	69	31
更生に関する相談	100%	88	12
一般婦人問題相談対象者	100%	48	52

(8)

なお、売春問題相談対象者の職業を取種別にみると、第8表（2）に示すとおり、料理屋、旅館の女中が43%で最も多く、ついでバー、キャバレーの女給16%、芸者14%となっており、有業者のほとんどはサービス業に従事している。（オ8表（2）参照）

(2)

職 種 別	売春問題相談 中有業者総数	数落防止に 関する相談	更生に関する相談
計	100%	100%	100%
料理屋、旅館女中	43	38	45
バー、キャバレー女給	16	50	7
芸 者	14	-	18
喫茶店従業員	8	-	10
飲食店マダム	5	-	7
女 工	5	-	7
掃 除 婦	3	-	3
看 護 婦	3	-	3
不 明	3	12	-

(4) 相 談 内 容

相談の対象者は、いろいろな複雑な問題を持っているものが多く、したがって、1人が同時にいくつもの相談事項をもっている場合がある。

相談内容を問題別にみると、売春問題のうち数落防止に関する相談として持ち込まれたものの大部分はこのまま放置しておけば数落する危険があると考えられるもので、その内容は本人及び家族の生活指導依頼が54%、保護施設への入寮、乱児院、母子寮のあつせんなど社会保障の適用についての依頼が23%、前借金のかたがわり売春を強要されるとか、売春環境の取壊をやめさせたいなど執取先での問題解決を求めたものが15%、更取について更生したいと就労あつせんを依頼してきたものが8%、子供を不品行な実母

(9)

にまかしておけない、親権を父にかえたいなど家庭内の問題解決を求めてきたものが8%である。なおその他発見されたもので自発的に相談の意思がなかったものが8%あった。(オア表(1)参照)

第 9 表 売春白題相談内容

(1) 被害防止に関する相談

相 談 内 容	%
被害防止に関する相談対象者総数 (相談内容総数)	100% (116)
生活指導	54
社会保障の適用	23
就取先の問題	15
就取の問題	8
家庭内の問題	8
発見(相談意思のなかったもの)	8

更生に関する相談として持ち込まれたものは、売春常習者から保護更生について援助を求めてきたもの、および更生婦人から更生後の保護指導をもとめてきたものであり、その相談内容は、本人及び家族の生活態度を善導してほしい、今後の生活設計をどうしたらよいかなど生涯指導を求めてきたものが34%、前借金を解決してほしい、所持品を取戻してほしい、雇用主が売春を強要するなど就取先での問題について援助を求めてきたもの22%、更生施設への入寮、生業資金の支給など社会保障の適用についての依頼16%、更生後の生活を安定させるため就取先をさがしてほしいというもの16%、売春常習者の家出娘をさがしてほしい、「ひも」の夫と離婚し更生生活を営んでいるが、夫のもとにのこしてきた子供がどうしているかしらべてほしいなどの調査を依頼してきたもの13%、「ひも」の夫と離婚し完全に更生したりというもの、更生をはばむ前借金の解決を依頼してきたものがそれぞれ6%である。なお、その他発見さ

れたもので自発的に相談の意思がなかったものが6%あった。

(オア表(2)参照)

(2) 更生に関する相談

相 談 内 容	%
更生に関する相談対象者総数 (相談内容総数)	100% (125)
生活指導	34
就取先の問題	22
就取の問題	16
社会保障の適用	16
調査依頼	13
離婚の問題	6
貸借の問題	6
子供の問題	3
男女間の問題	3
発見(相談意思のなかったもの)	6

一方、一般婦人問題の相談では、就取のあつせん、就取についての援助指導を求めてきたものが18%で最も多く、ついで家庭内の問題14%、就取先の問題13%、離婚の問題、子供の問題がそれぞれ10%、生活指導の依頼7%、社会保障の問題7%の順となっている。その他結婚の問題、土地、住居の問題、遺産分与の問題など相談内容は多岐にわたっている。(オア表参照)

家庭内の問題ではオア表Iに示すとおり、そのほとんどが家族間の不和及び紛争の問題で夫の女性関係の解決をもとめてきたものが22%、夫の暴力、怠惰、浪費、犯罪などについての憤慨を訴えてきたものが18%、家庭内の人間関係の調整を求めてきたものが15%、その他夫婦間、嫁・姑間、親子間の紛争、夫の家族との別居問題、

第10表 一般婦人向盟相談内容

相談内容別	%
相談対象者総数 (相談内容総数)	100% (104)
就 職 向 題	18
家庭内の向 題	14
就職先の向 題	13
離婚の向 題	10
子供の向 題	10
生活 荷 重	9
社会保障の向 題	7
結婚 向 題	4
土地住居の向 題	4
財産分与に関する向 題	3
調 整 依 頼	3
貸 借 向 題	2
男 女 間 の 向 題	2
そ の 他	5

入籍問題などが持ち込まれているが、なかには家庭経済の困窮を訴えてきたものを11%ある。(オ10表イ参照)

就職先の問題では、貸金未払の向題について解決を求めてきたものが28%で最も多く、ついで退職金の受給あつせん、退職にからむ紛争の解決を依頼してきたものが19%、不当解雇を訴えてきたものが18%、長時間労働を訴えてきたものの10%、その他取組の福祉の改善、取組の人間関係の調整、災害補償の向題となつている。(オ10表ロ参照)

(12)

イ 家庭内の問題に関する相談

相談内容	%
該当相談対象者総数 (相談内容総数)	100% (101)
夫の女性関係の解決	22
夫の暴力感情、浪費、犯罪関係	18
家庭内の人間関係の不調	15
家庭経済の困窮	11
夫婦間の紛争	7
親子間の紛争	5
家族の虐待、無理難題	5
夫の家族との別居	4
入 籍 向 題	4
嫁・姑間の不和	4
そ の 他	6

ロ 就職先の問題に関する相談

相談内容別	%
該当相談対象者総数 (相談内容総数)	100% (112)
貸 金 向 題	28
退職 向 題	19
解 雇 向 題	18
労働時間の向 題	10
雇用先からの荷物の取戻	5
前借金の返済	5
福祉 向 題	4
人間関係の問題	4
災害補償の問題	4
休暇の取組	3
雇用契約の変更	3
そ の 他	9

離婚問題では、離婚したいと対象者自身からの訴えが半数以上を占め58%、他は離婚後の問題解決をのぞくものの19%、夫や家族から離婚を強制されると訴えてきたものの18%などとなつている。(オ10表ハ(1)参照)

ハ 離婚問題に関する相談
(1)

相談内容別	%
該当相談対象者総数	100%
離婚したい	58
離婚後の問題	19
離婚を強要されている	18
離婚させたい	5

(13)

このうち、ばつさりと離婚にともなう措置条件を持ちこんできたものは全体の49%で、そのうちこまれた問題は、(2)に示すとおり、感謝料の請求がもっとも多く22%、親権変更が18%、養育料請求14%、財産分与の請求10%、その他生活費の援助、子供の認知、婚家先より荷物の引取り、就取あつせんなどである。

(2)

相談内容別	%
該当相談対象者総数	100%
感謝料の請求	22
親権の変更	18
養育料の請求	14
財産分与の請求	10
生活費の援助	8
子供の認知	7
婚家先より荷物の引取	5
就取あつせん	5
住居あつせん	5
その他	8

子供の問題では、子供の教育について指導を求めてきたものが32%で最も多く、不良児の保護指導の依頼27%がこれについているが、なかには子供を預ける施設をさがしてほしいとか、長欠児の保護指導や、構導児の措置などを求めてきたものも若干ある。

(ヤ10表ニ参照)

社会保障に関する相談では、医療扶助の受給あつせん、母子福祉資金の貸付についてのもあつせん依頼がそれぞれ24%、生活保護の受給あつせん依頼16%、養老院、母子寮、肢体不自由児収容施設、構導施設などへの入所あつせん依頼14%、その他世帯更生資金の貸

(14)

二 子供の問題に関する相談

ホ 社会保障に関する相談

相談内容	%	相談内容	%
該当相談対象者総数 (相談内容総数)	100% (102)	該当相談対象者総数 (相談内容総数)	100% (102)
子供の教育指導	34	医療扶助受給あつせん	24
不良児の保護指導	27	母子福祉資金貸付あつせん	24
子供を預ける施設のあつせん	16	生活保護あつせん	16
長欠児の保護指導	5	施設の入所あつせん	14
預けてある子供を手元にひきとりたい	5	世帯更生資金貸付あつせん	4
構導児の措置	4	母子年金受給あつせん	5
その他	11	教育扶助給受給あつせん	2
		その他	15

付、母子年金受給あつせんの依頼などとなつてゐる。(ヤ10表ニ参照)

調査依頼では、最も多いのが、家出人、行方不明者のそう査依頼で42%を占めてゐる。他は就取先の状況調査35%、別居している家族の現状調査19%などである。(ヤ10表ニ参照)

ハ 調査依頼

相談内容	%
該当相談対象者総数 (相談内容総数)	100% (103)
家出人、行方不明者のそう査	42
就取先の状況調査	35
別居している家族の現状調査	19
ヤニ若の生活状況調査	7

(15)

(5) 措置状況

対象者から持ちこまれた問題を解決するためには、いくつかの措置をあわせて行なう場合があり、したがって1人が2つ以上の措置重複をもつものもある。

養育問題相談の対象者に対してとつた措置は、本人及び家族に行なった生活指導が最も多く、他は就取あつせん、紛争の処理、調査実施、社会保障の適用あつせんとなつている。さらにこれを相談内容別にみると、転落防止に関する相談では、本人、家族などに行なった生活指導が53%、就取のあつせん38%、調査の実施36%、紛争の処理31%、社会保障の適用あつせん27%、他機関への引渡し3%となつている。(ヤ11表(1)参照)

第11表 養育問題措置状況

(1) 転落防止に関する相談

措置内容別	%
転落防止に関する相談対象者総数 (措置総数)	100% (187)
生活指導	53
就取あつせん	38
調査実施	36
紛争の処理	31
就取先の問題	23
家庭内の問題	8
社会保障の適用あつせん	27
他機関へ引渡し	3

更生に関する相談では、本人及び家族に対する生活指導が50%、就取のあつせん31%、社会保障の適用あつせん、調査の実施、紛争の処理がそれぞれ28%となつており、その他住居のあつせん、他機関への引渡しがそれぞれ3%ある。(ヤ11表(2)参照)

(16)

(2) 更生に関する相談

措置内容別	%
更生に関する相談対象者総数 (措置総数)	100% (171)
生活指導	50
就取あつせん	31
紛争の処理	28
就取先の問題	22
離婚問題	3
貸借問題	3
社会保障の適用	28
調査実施	28
住居のあつせん	3
他機関へ引渡し	3

措置のうちで最も多かった生活指導とは、対象者を完全に更生させ正常な生活に立ち戻らせるために、本人あるいは家族に対して、生活態度、生活設計などについて指導援助したものであるが、ことに転落原因とみられる本人の性格的欠陥、問題家庭、経済問題など複雑な問題をもち、そのまま放置しておけば、再び転落するおそれがあると思われるものに対しては措置後も、婦人少年福祉職員が時折り家庭を訪問し、持続的な生活指導を行なつている。就取のあつせんについては、公共職業安定所の協力を得てあつせんにつとめられ、対象者の教育程度の低いことや、技能を身につけていないことなどの点から一般と同列で就取させることは非常に困難であつた。主な就取先は、飲食店、旅館の女中、家事使用人、病院付添婦、工員などで、これらは十分調査した信用のおけるもののためである。社会保障の適用あつせんの主なものは、保護施設への入所あつせん、

(17)

生活保護、医療扶助の受給あつせんなどである。調査実施の主なものは、家族人、行方不明者の消息調査、本人の生活、取巻、家庭状況の調査などであるが、実施にあつては婦人少年室が単独で行なう場合もあるが、警察署、労務基準監督署などの他機関の協力をもとめることもある。紛争の処理は、就取先の紛争、家庭内の紛争などの処理であるが、かなり困難を伴うものが多く、婦人少年室が単独で処理にあたることのほか、警察署、労務基準監督署、家庭裁判所などの他機関の協力を得て行なっている。

なお、就取先の紛争の処理では、更生のさせたいとあつていゝ業者にならむ諸問題について、業者と話し合い、解決の措置をとつたものが多く、その主なものは、前借金、賃金の不払い、荷物の引取である。家庭内の紛争処理では、夫との和解、離婚問題、対象者につぎまう「ひも」の解決などが主なものである。一般婦人問題に対する措置では、オノ表にみられるとおり、本人及び家族に行なつた生活指導が最も多く、約半数（48%）を占めている。他は紛争の

第12表 一般婦人問題措置状況

措置内容別	%
該当相談対象者総数 (措置総数)	100% (136)
生活指導	48
紛争の処理	23
就取先の問題	8
家庭内の問題	7
離婚問題	3
結婚問題	1
財産分与の問題	1
土地、住居の問題	1
その他	2
就取あつせん	19
調査実施	18
他機関へ引渡し	14
社会保障の適用	8
住居あつせん	1
内取あつせん	1
保育所あつせん	1
その他	2

処理23%、就取のあつせん19%、調査の実施18%、他機関への引渡し14%、社会保障の適用8%の順となつてゐる。

約半数をしめる生活指導とは、生活態度や今後の生活設計などについて助言指導したもので、これは、本人のみでなく夫、子供、その他の家族にまでおよんでいる。紛争の処理については、就取先の問題処理、家庭内の問題の処理が大半をしめており、これらの紛争処理は赤十字問題と同様、他機関の協力を得て解決したものの少なくない。なお、就取先の問題とは、賃金の不払い、解雇問題、労務時間の問題、退職金受給問題の措置がその主なものである。家庭内の問題とは、夫の女性関係、夫婦間の問題、金銭問題などの措置がその主なものである。就取のあつせんについては、公共取寄安定所の協力を得て行なつたが、就取先が決定したものは6割強で、その取巻は、事務員、工員、家事使用人、店員、寮母などである。社会保障の適用あつせんでは、母子福祉資金の受給が最も多く、全体の27%をしめ、他は生活扶助、医療扶助、各種社会施設への入居あつせんなどである。他機関への引渡しは家庭裁判所、労務基準監督署、福祉事務所、児童相談所、民生委員などに措置を移譲したものである。

2. 事 例

(1) 売 春 宿 題 に関する 事 例

転落防止に関する相談事例

事例(1)

イ 県名 千葉

ロ 受理月日 昭和36年2月7日

ハ 受理経路 婦人少年室援助員の意見による

ニ 対象者

氏名 N・S

年令 14才

学歴 小学校卒

職業 無し

結婚の状態 未婚

ホ 現在の生活

①家族関係

実姉(20)

②生活歴

父は、幼少の頃死亡、母は35年10月死亡、本人は養護施設に入所させられた。まもなく帰郷したため施設を退出し、某駅でうろついていたところを住所不定の博徒Iと知りあい、食事をさせてもらったり品物などを買ってもらったりして、Iの世話になつてゐる。Iは、親子関係をよきおつてゐる。

ヘ 相談事項

①転落未熟者の意見

「駅から拾つてきた少女と某旅館の一室を借り、その少女を同旅館の女中として働かせ、親子として生活を共にするのだ。まだ子供で使いものにならない」などと博徒仲間の某に話していたのを援助員が聞きこみ、転落防止の見地から積極的に相談業務として措置を講じたものである。

ト 措置事項

①生活指導 ②児童相談所に入所あつせん

本人を旅館より呼び出し、事情を聴取した結果、転落させられる危険が十分認められたため、本人に対しては生活指導を行なう一方、警察署の協力を得て博徒Iとの話し合いを行い、了解の上本人を旅館より連れ出し、児童相談所に入所させた。その後の措置については児童相談所に依頼することとし措置をうちきつた。

事例(2)

イ 県名 茨城

ロ 受理月日 昭和36年9月12日

ハ 受理経路 婦人少年室援助員へ家族からの申出による。

ニ 対象者

氏名 H・M

年令 17才

学歴 中学卒

職業 パー女給

結婚の状態 未婚

ホ 現在の生活

①家族関係

実父(48)一夫 継母(41) 義妹(12、10、6) 義弟(8)

②生活歴

本人が父の死時実母死亡、実父と継母に育てられたが、小学校5年の時、教師が集めた金(3千円)をぬすみ上京、家出人として補導され、福祉事務所の世話になり、児童相談所に入所、中学を卒業した。就職したが落付かず再び無断上京し、転々と取をかえているうちに、いかたわしいパーの女給になり要保護女子として補導された。更生後、パン屋の店員として勤務したが、主人の妹とけんかをしやめ、再びパーの女給になり現在におよんでいる。

ヘ 相談事項 ①生活指導 ②就労先の調査依頼

H子(本人)が、あやしいパーの女給となつて働いている

ことを以前の就取先のパン屋の主人から告げられ、継母が心配して婦人少年室援助員へ就取先の調査を依頼してきた。

ホ 措置事項 ①調査実施 ②就取先の問題解決 ③生活指導
④就取あつせん

所轄警察署の協力を得て、バーを調査した。その結果、未成年者を使用していること、表裏環境があることなどが判明したので、バーのマダムと話し合い本人をただちに帰座させた。その後、室および援助員が継続的な生活指導を行なう一方、就取あつせんを行ない市内の某うどん店に店員として就取させたが、1週間ほどで退社してきてしまった。再び駅裏の某店の店員にあつせんしたところ、中学時代の男友達がきまじいやだと訴えてきた。再転落防止のうえから遠隔地就取を立前として就業安定所に協力依頼をもとめたところ、東京の某貨店の住込み女中が決定、上京させた。当該地の婦人少年室に連絡、上京後の生活指導を行なっている。

更生に関する相談事例

事例(1)

イ 原姓 長崎

ロ 受理月日 昭和35年10月13日(前年の持参し分)

ハ 受理場所 婦人少年室援助員の発見による

ニ 対象者

氏名 S. K.

年令 40才

学歴 小学校卒

職業 なし

結婚の状態 有夫

ホ 現在の生活

①家族関係

内縁の夫(65)―漢夫

②生活歴

14才の時父親が事業に失敗し、負債返済のため前借金3万円で博多の某妓屋へ某妓見習いとして入った。その後渡瀬し売春婦として働いていたが、3年後に帰国結婚生活に入り更生した。子供を1人もうけたが、家庭が複雑で夫との仲もうまくいかず3年後に離婚した。子供を育てながら農業の副業をして生活していたが、子供の養育費に困り、昭和31年12月から某料亭へ某妓として働きに出ているうちに再転落した。売春防止法全面施行直前に廃業し、某氏の世話で現在の夫と内縁関係を結んだが、最近夫から売春を強要されている。本人にはその意志なく他に収入のみちを真剣に考えている。

ハ 相談事項

①養鶏業をはじめたいので更生資金5万円を借入れたい、②最近身体の調子が悪いので原爆手帳の交付を受けたい、③元うとめ先の料亭にそのまゝおいてある住民登録を現住所に後動させたい、④料亭勤務中呉服店より購入した衣類の代金が未払いになっているので、衣類を引取り呉服店への未払いを清算したい、以上の4件について手続きおよび処理方法に困っているといふことを婦人少年室援助員が耳にし、相談業務として扱ったものである。

ト 措置事項 ①原爆手帳の交付、生業資金の貸付あつせん

②元就取先の問題解決

福祉事務所の協力を得て、原爆手帳の交付、生業資金の貸付の決定をみた。一方衣類の引取り、後動証明書の引取りについては、元業者と話し合いの結果本人にもどることになり、呉服店への未払い分も業者の協力を得て返品、売却などにより無事解決したが、措置完了までには約4ヶ月を要した。なお、養鶏業の生業資金については、本人より提出できたとの申出があつたので措置をとり消した。

事例(2)

イ 県名 新潟

ロ 受理月日 昭和36年3月18日

ハ 受理経路 婦人少年室への申出による

ニ 対象者

氏名 T. T.

年令 31才

学歴 不明

職業 なし

結婚の状態 有夫

ホ 現在の生活

①家族関係

夫(32)-無職 前夫の子(8)

②生活正

売春防止法全面施行直前に廃業し、売春婦当時の客で同県人であるところから親しくなったKと結婚(内縁)した。翌年の昭和34年12月、夫はすりの現行犯で2年の刑を受け、現在服役中である。本人は、夫がすりでつかまつてから、はじめ前科のあること、および、すりで生活をたてていたことを知った。夫服役後は生活に困り、元待飲店につとめたが、昭和36年3月とめ、現在は実家に帰り売春婦当時から実母にあずけておいた子供とともに生活している。

ハ 相談事項 ①前科ある夫と離婚したい

前科者のひも状的存在の夫と離婚し、まじめな生活をしたいが、夫は別れたくないと言っている。なんとかしてほしいと援助をもとめてきたものである。

ト 指導事項 ①紛争の処理-(離婚問題) ②生活指導

刑務所に協力依頼し、入所中の夫と本人をあわせ、話し合いをさせた結果、夫は離婚を承諾した。離婚後の生活について指導する一方、就職の心算をしていたところ、浦もなく育

後不通となり、やむなく措置をうちきつた。

事例(3)

イ 県名 愛媛

ロ 受理月日 昭和36年10月12日

ハ 受理経路 他機関からの協力依頼による

ニ 対象者

氏名 Y. M.

年令 21才

学歴 中学校卒

職業 料理屋女中

結婚の状態 未婚

ホ 現在の生活

①家族関係

実父(59)-農家 実母(47)-無職 妹(12)

②生活正

本人の家庭は、保護世帯である。父は精神病でゆけず、母は病弱である。本人は中学卒業後14歳に女中として住込んだが、2年後慢性じんぜう炎で入院、2ヵ月後に退院、実家に帰り療養していたが、14歳に治療費5万円を借金したためその返済に困り、ある人の紹介で酒場の女中として住込んだ。女中だと思っていたところ主人から売春を強要され2回客をとった。浦もなく性病にかかり薬代その他で主人から1万6千円を借金した。本人は毎日身体がだるく体力的に続かず、働くことが困難となり転院を望んでいる。

ハ 相談事項 ①就職先の前借金の返済 ②保護措置の依頼

酒場から尺をあらひ、身体を健康にとりもどし、まじめな職業について実計を助けてほしいが、前借金もあり、家へ帰っても貧乏な家で休養することはできない、どうしたらよいかと困っている。相談にのってほしいと保健所(本人が

治療をうけている)から婦人少年室に連絡があつたものである。

ト 措置事項 ①保護措置のあつせん ②紛争の処理-(就職先の前借金の解決)

本人と話し合つた結果、更生寮に入所することとなり、治療措置、生活指導を相談所に依頼した。一方、就職先の前借金問題は、所轄労働基準監督署の協力を得て、極引とし解決した。

(2) 一般婦人問題に關する事例

就職についての相談事例

事例(1)

イ 真名 青森

ロ 受理月日 昭和36年3月18日

ハ 受理経路 婦人少年室への申出による

ニ 対象者

氏名 F.Y.

年令 45才

学歴 不明

職業 なし

結婚の狀態 有夫

ホ 現在の生活

①家族關係

夫(行方不明) 子供(4名)

②生活歴

夫は、賭博に凝つて田舎を売り払い行方がわからず、本人は無職で子供4人の教育はもとより、毎日の生活にもどこか状態である。

ハ 相談事項 ①就職あつせん依頼

日々の生活が苦しく、子供の教育などは考えられない現状

であるが、なんとか子供を教育したいので、高年令でも働ける職業をあつせんして欲しいとの申出である。

ト 措置事項 ①就職あつせん ②生活指導

公共職業安定所の協力を得て、某会社の炊事婦(1ヶ月6,000円の給料)として就職が決定した。その後、手紙連絡をしたところ、親子とも明るく生活しているとの連絡があつた。

事例(2)

イ 県名 大分

ロ 受理月日 昭和36年4月1日

ハ 受理経路 婦人少年室援助員への申出による

ニ 対象者

氏名 K.S.

年令 40才

学歴 旧高女卒

職業 半商半農

結婚の狀態 有夫

ホ 現在の生活

①家族關係

夫(48)-公務員 先妻の養母(69)-半商半農 先妻の長女(19)-半商半農 先妻の長男(10)

②生活歴

昭和34年現在の夫のもとへ後妻として入籍した。先妻の2児とともに夫婦の仲は円満であつたが、姑(先妻の養母)は若い人をおよぼぬほどの物さきで、しかも頑健な体力の持主で、最果に不慣れた本人が気に入らず、嫁、姑の間に紛争が絶えない状態であつた。そのため親族会議を開き、隣の實家に別居したがそれでも朝夕の嫌の行動を批判して、家にいづらい現状である。

ハ 相談事項 ①就取あつせん依頼

自分が就取すれば、朝夕姑（先妻の養母）と顔をあわせる機会も少なくなり、家庭不和解消にもなると思うので、就取先を世話してほしいと申出のあつたものである。

ト 措置事項 ①生活指導 ②就取あつせん

姑をたずね、明るい家庭のありかなどについて話しあいを行なうとともに、本人にも家庭不和に陥る心づまえや、その他全体的な生活指導を行なつた。一方就取のあつせんについては、取養安定所に連絡をとつていたところ、地区の協助員の縁故関係で製菓店の店員として運動することになった。その後、時折り地区援助員が自宅を訪面、本人および姑の生活指導を行なっている。

家庭内の問題についての相談事例

事例(1)

イ 県名 山形

ロ 受理月日 昭和36年1月13日

ハ 受理至路 婦人少年室への申出による

ニ 対象者

氏名 N.T.

年令 52才

学歴 旧高女卒

職業 なし

結婚の状況 死別

ホ 現在の生活

①家族関係

養女(28)→薬剤師

②生活圧

夫は、昭和34年病死、本人は小学校の教師をしていたが、昨年退職した。子供が故いので夫の実家より兄の子(姪)を養

女に迎え大学を修了させ、現在市内の病院に薬剤師として勤務している。本人は現住所に、退職金で家屋を新築し、本人の退職金と、夫の恩給で普通の生活をいとびんでいる。

ハ 相談事項 ①親子間の紛争について

夫死亡後、養女が自分に対し非常に冷たい態度になり、ほとんど口もきかず給料も全然出さず親子の人間関係がだんだん悪くなり、ついに養女は家を出てしまつた。最近養女の親達が、遺産相続について何かと干渉するようになった。このような状況のため毎日の生活が暗く、いさづまるようであるが、どうしたらよいかとの申出である。

ト 措置事項 ①生活指導 ②他機関へ引渡し

本人および養女の考え方を十分にたずねたうえで生活指導を行ない、相互の調整をはかるとともに養女の親とも話しあいをして円満な解決と努力したが、遺産相続の問題がからみ複雑になつてきたため、家庭裁判所に処置を依頼した。その結果、兩人なつとくのうち養女に結婚準備金15万円をあたえ養子縁組を解消し紛争は解決した。

事例(2)

イ 県名 秋田

ロ 受理月日 昭和36年1月10日

ハ 受理至路 第三者より婦人少年室への申出による

ニ 対象者

氏名 T.K.

年令 37才

学歴 旧高女卒

職業 なし

結婚の状況 有夫

ホ 現在の生活

①家族関係

夫(45) - 開業医師 長男(17) 次男(13) 三男(6)

②生活症

本人は開業医の夫と結婚し、三児をもうけ幸福に生活していたが、一年ほどまえから夫が同医院の看護婦(子供のある未亡人)と関係を持つようになり、妻子を省みなくなつた。最近では母屋と離れに別居し、全然世帯を別にするような状態である。

へ 相談事項 ①夫の女関係の解決について

不貞の夫ではあるが、子供の将来のことや経済的な問題を考えると、このまま夫が悪妻からさがるまで留まるべきか、それとも子供の教育上にもわるい影響を与えるので、慰謝料を請求して離婚すべきかと迷っている本人を又て、友人から婦人少年室に相談があつたものである。

ト 措置事項 ①紛争の処理 - (家庭内の問題) ②生活指導

本人ならびに夫に対し円満解決するための指導援助を行なつたが不調に終つたため、家庭裁判所に申立てるよう助言指導した。その結果、慰謝料200万円と月額2万円ずつ6年間の約束で離婚が成立した。離婚後の住居については、援助費の協力アパートをさがし子供2人(3男は夫がはなさない)とともに同所に転居させた。なお、措置後も引き続き生活方針について相談指導を行なつていく。

就取先の問題についての相談事例

事例(1)

イ 県名 岩手

ロ 受理月日 昭和36年3月27日

ハ 受理経路 他機関からの協力依頼による

ニ 対象者

氏名 K. S.

年令 40才

学歴 高小卒

職業 料理店女中

結婚の状況 有夫

ホ 現在の生活

①家族関係

夫(55) - 専業主婦 長女(14) 次女(12)

②生活症

本人は、19才の時現在の夫と結婚、滿洲开拓団へ入組のため渡満したが終戦となり、昭和22年8月帰国した。夫の実家にて年ほどいたが家庭環境が複雑なため、本人の希望地へ転出し日雇いをして暮らしていた。その後、資金を借りて食料品店および飲食店(そば・うどん)を開業したが、まもなく資金難となり閉店した。借金返済のため料理店へ勤務(固定給1,500円)、そこで40万円の借借をし、先の資金返済にあてた。昭和35年7月、現在の勤め先である料理店に就職し、そこでまだ5万5千円を前借し、先の料理店へ40万円返済した。このような借金に追われどおしの生活を繰り返している。

へ 相談事項 ①退職問題について

本人から「収入の多い職場へ転職したいが、借金があるため退職できない、どうしたらよいか」と、相談を受けたが、この問題は、労基法上の前借金と見なされるかどうかしらべてほしいと、婦人相談所より協力依頼されたものである。

ト 措置事項 ①調査実施 ②退職あつせん ③前借金の措置

④就取あつせん

労働基準局の協力を得て、料理店主および本人より事情を聴取した結果、労基法上の前借金とは見なされがたいとの結論が出された。再度料理店主と話し合い前借金については、本人が逐次返済することの了解を得て同店を退職させた。直ちに就取あつせんを公共職業安定所に依頼した結果、まじめな旅館女中

として就販することができた。

事例(2)

イ 県名 愛知

ロ 受理月日 昭和36年2月25日

ハ 受理経路 婦人少年室協助力員へ実姉からの申出による

ニ 対象者

氏名 N.M.

年令 17才

学正 新中卒

職業 紡績女工

結婚の状態 未婚

ホ 現在の生活

①家族関係

実父(年令、職業不明)、実姉(年令不明)一女工

②生活正

昭和34年知人の世話で本籍地の長崎をばなれ、名古屋市の下家へ家事使用人として住込んだ。使用主(夫人)のヒステリックに恐怖をかき、20日余りで同家を無断でとひだし、奈良県の実姉の家と同居した。間もなく姉の勤務する紡績会社に就職し、現在も同会社の工員として働いている。

ハ 相談事項 ①元の就販先からの荷物の引取り

②貸金未払分の解決

2年前から置いてある所持品の返還について、今迄何回となく使用主に交渉したが引渡してくれぬので、交渉してほしい。また、同家で働いていた20日分の賃金をもらつてほしいと実姉からの申出である。

ト 措置事項 ①紛争の処理(就販先より荷物の引取り)

使用主宅を訪問し、話し合った結果、本人の無断とひだしを責め、反省を求めていたが、結局荷物は親元へて送ることを了

解した。その後、荷物到着の連絡があり紛争は解決した。一方、賃金支払については勤務日数、契約額についての双方の申出に相違があるので再三本人に問合わせたが返事がなく、やむなく措置をうちさつた。

離婚問題についての相談事例

事例(1)

イ 県名 神奈川

ロ 受理月日 昭和36年4月14日

ハ 受理経路 婦人少年室への申出による

ニ 対象者

氏名 K.M.

年令 48才

学正 不明

職業 食堂至営

結婚状態 離婚

ホ 現在の生活

①家族関係 不明

②生活正

昭和26年に後妻として入籍、夫婦で食堂を至営していたが、夫と性格が合わないため、家庭の不和がたえず、昭和33年7月離婚した。その後食堂至営の権利を別れた夫より月賦で買いとり、至営もようやく軌道にのりだした。

ハ 相談事項 ①離婚した夫の暴力について

別れた夫の住居が近すぎることもあるが、毎晩のように酒を飲んではおぼれ込み暴力をふるうので困る。他に住居移転も考えだが、食堂至営も軌道にのりだしたところなので簡単に後退もできない。適当な対策はないものだろうかとの申出である。

ト 措置事項 ①生活指導

別れた夫の先妻の子供(結婚して別居)を通して話し合いを

したが、解決しなかった。とにかく先夫に生活上の不満があるように思われたので、先夫と親しい就友先の上役と事実を話し側面的な助言指導を依頼した。その後、本人から「夫があげられなくなつた」との連絡をうけ、措置をうちきつた。

事例(2)

イ 県名 和歌山

ロ 受理月日 昭和36年10月30日

ハ 受理経路 婦人少年室協働員への申出による

ニ 対象者

氏名 K. I.

年令 34才

学歴 旧高女卒

職業 なし

結婚の状況 有夫

ホ 現在の生活

①家族関係

夫(36)一歯科医師 長女(10) 長男(9)

②生活証

夫にも本人にも愛人があつたが、親の強制によりやむなく結婚した。そのため夫婦の垣かはずぐいになつた。10年の間に種々不満が深まり、夫は酒と女にひたりの本人は他に愛人を作り、お互いに憎悪があつた生活が続いている。

ヘ 相談事項 ①離婚手続について

夫婦間の不和にこれ以上耐えられぬ。離婚したいが本人の両親が反対しているので同意してもらえよう誤得してほしい。また、法律的な手続を教えてください。婦人少年室協働員へ申出にちののである。

ト 措置事項 ①生活指導 ②他機関へ引渡し

本人の両親と話しあつた結果、離婚を納得したので、本人と

両親を家庭裁判所に同行し離婚措置について決断を依頼した。その結果、子供は本人が養育することと、その養育費として月額2万円を支払うこと、の約束で離婚が成立した。

子供の問題についての相談事例

事例(1)

イ 県名 長崎

ロ 受理月日 昭和36年11月17日

ハ 受理経路 婦人少年室への申出による

ニ 対象者

氏名 Y. F.

年令 15才

学歴 高校1年在学中

ホ 現在の生活

①家族関係

実父(48)一菓子材料師 実母(43)一家庭従業者 弟(13,10)

②生活証

本人は、姉第3人の長子である。実父は元警察官で現在は菓子材料師を営んでおり、家庭は、安定した生活である。本人は、女子商業中学部に入學したが、成績が末席のうえ、素行が悪いため学校の要望で2年2学期から他の中学校に転校した。その後も悪友と交際し不良化し成績もわるく、しばしば問題をおこし、学校側、PTAから再三注意を受けたり、家庭事件を惹こしとっている。両親の努力で高校に入學したが、目に見る素行に学校側から退学を要望されている。

ヘ 相談事項 ①不良児の指導援助について

子供の不良化について学校から再三注意を受けたり、ついに退学を勧告された。家庭でもなんとか子供の悪い素行をなおしたいと努力しているが、どうにもならない。なにかよい方

法があつたら指導援助してもらいたいとの母親からの申訳である。

ト 措置事項 ①生活指導

母親に対して、子供の取扱い方についての指導を行なうかわら、本人と話し合う機会をつくり生活態度について指導した。なお、良い友達と交わるようにしたらよい結果が得られるのではないかと考え、伪く年少者でつくしの会・会員のH子（伪く年少者生活文部大臣受賞者、BBS会員）を紹介した。H子のすすめで同会の行事に参加しているうち、会員との交際によるこびをみいどすようになり、徐々にまじめな生活をとるもどすようになった。今後、H子と連絡を取りながら側面的な援助を行なうこととし、一応措置をうちきつた。

婦人問題相談——業務報告——

昭和38年8月15日印刷

昭和38年8月20日発行

発行者 東京都千代田区大手町ノのク

勞働省婦人少年局

印刷者 東京都千代田区神田同町104 電.(251)5488
株式会社 三 洋 社